



岡 公 第 2 号
令和 7 年 7 月 9 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山県公衆浴場入浴料金審議会
会長 山口 隆久



公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

先に諮問のあったこのことについて、岡山県公衆浴場入浴料金審議会規則第 1 条の規定により次のとおり答申する。

記

- 1 県内の公衆浴場の経営環境は、自家風呂の普及及び生活環境の変化等に伴う利用者の減少等のほか、燃料価格・物価高騰により、今後も非常に厳しい経営状況が予想される。
- 2 今回の入浴料金の改定は、令和 4 年 1 2 月以来、3 年ぶりであり、その間に、経営努力が限界に近づいている状況にある。入浴料金の大幅な引き上げは、利用者の減少を招くことから、利用者の負担増を最小限にとどめ、公衆浴場入浴料金統制額を次のとおり引き上げることはやむを得ないものとする。
 - ・ 大人料金 30 円引き上げて 480 円とする。
 - ・ 中人料金 据え置いて 200 円とする。
 - ・ 小人料金 据え置いて 100 円とする。